

燃やせるゴミを直接搬入される一般者のみなさまへ（お願い）

（危険区域におけるゴミの搬入方法）

清掃センターに燃やせるゴミを直接搬入(手降ろし)される一般者のみなさまへお願いします。

一般搬入は専用扉の No.4 扉を使用することとしています。混雑している場合は No.1 から No.3 の扉を使用することとしています。ただし、No.1 から No.3 の扉は収集車の専用扉であるため落下防止の柵がないことから、こちらの扉から直接搬入する場合は次の事項を必ず守って搬入ください。

- ① 黄色ラインの危険区域は立ち入り禁止です、危険区域の外から投げ入れてください。
- ② 草木類搬入の理由から、どうしても危険区域内で作業しなくてはならない場合は、横壁に据え付けられている落下防止用安全ベルトを必ず着用してください。

みなさんの安全を守るための大切な方法ですので必ず守ってください。

監視員の指示に従っていただけない場合は退出いただく場合があります。

プラットフォーム



安全ベルトを着用している様子と監視状況



案内看板



横壁に据え付けられている安全ベルト

